



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 75 2011年03月23日

マレーシア商標規則の改正

マレーシア商標規則の改正は2011年2月15日付で施行されました。

新規則は下記の通り適用されます。

(a) 2011年2月15日前に登録されたすべての登録商標

(b) 2011年2月15日以後に出願された出願商標

1983及び1997年旧商標規則は2011年2月15日前に出願された係属中の出願商標に引き続き適用されます。

主な改正は下記の通りです。

公費の値上げ

各手続きの公費が値上げされた。

電子出願

新規則では電子出願により公費割引を選択できる。

審査促進

出願日から4ヶ月以内に審査促進を請求することができる。その請求には審査促進の理由又は特別な事情を述べた宣言書を提出しなければならない。

審査促進が認められる理由は、

- 国益又は公益のため。
- 出願商標に関して侵害訴訟の手続き中又は侵害の恐れがあるとき。
- 商標登録は政府又は登録官が認める機関から金銭的利益を得ることが条件となっているとき。
- その他の正当な理由。

申請が認められ、その決定から5日以内に費用を納付することで、登録官は審査を促進する。審査の費用は通常の出願費用よりも高額になる。登録官が拒絶理由を挙げなければ、登録許可となり登録前の2ヶ月間の公告に付される。拒絶理由が挙げられた場合は、審査促進の対象から除外される。

シリーズ商標

シリーズ商標の3番目以降の商標には追加公費を納付しなければならない。

査定系ヒヤリング

査定系の商標ヒヤリングの申請には特定のフォームの提出と費用を納付しなければならない。



WENPING & CO.

C. P. O. Box 1126, Tokyo

異議申立手続きの期間延長

異議申立の期間延長申請には特定のフォームの提出及び費用を納付しなければならない。

公告の請求

公告決定の通知から 1 ヶ月以内に特定のフォームの提出と費用を納付しなければならない。

調査

調査には特定のフォームの提出と費用を納付しなければならない。

以上

(情報提供 : DONALDSON & BURKINSHAW)